

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 福原紀彦

加入者証等検認・被扶養者再審査について（依頼）

平素から私学事業団の業務につきましては、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、事業団では日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則第 11 条第 3 項、第 14 条第 2 項の規定により、毎年一定の期日を定め加入者証・加入者被扶養者証（以下「加入者証等」といいます）の検認を行うこととしていますが、今年度は加入者証等の検認の一環として被扶養者の再審査も併せて実施することになりました。

つきましては、下記のとおり所定の期限までに「加入者証等検認・被扶養者再審査結果報告書」（以下「結果報告書」といいます）及び「被扶養者再審査回答書」（以下「回答書」といいます）を提出くださるようお願いいたします。

なお、回答書を未提出の場合、生計維持関係が既に失われているとみなして**職務権限にて被扶養者を取消します。取消日以降に保険診療の受診や保健給付等があった場合は、事業団へ医療費等を返還していただくこととなりますので、必ず「回答書」を提出してください。**

記

I. 検認及び再審査の対象

1. 検認

令和 5 年 9 月 5 日現在決定し、交付している加入者証等
ただし、次の者にかかる加入者証等は除きます。

- ① 令和 5 年 11 月 1 日までに 75 歳となる加入者及び被扶養者
- ② 再審査対象となる被扶養者

2. 再審査

被扶養者認定年月日（継続資格取得又は所属学校変更した加入者の被扶養者については最初に被扶養者として認定された日）が令和 4 年 12 月 31 日以前である被扶養者のうち次の①②のいずれか又は双方に該当する被扶養者（令和 5 年 12 月 1 日までに 75 歳となる者又は 75 歳となる加入者の被扶養者は除きます）

- ① 平成 17 年 4 月 1 日以前に生まれた被扶養者
- ② 同居が認定の条件となっている被扶養者

II. 実施方法

1. 検認

同封の「加入者証等検認・被扶養者再審査該当者一覧」(以下「該当者一覧」といいます)の記載内容と、加入者及び被扶養者が現在保持している加入者証等の記載事項及び学校法人等が把握している内容が合致しているかどうかを確認してください。学校法人等において加入者証等の記載事項等を確認できない場合は、同封の「加入者証等検認表(加入者用)」を加入者に配付し、内容の確認を受けてください。

2. 再審査

同封の「回答書」及び「被扶養者再審査回答書記入例」(以下「記入例」といいます)を加入者に配付し(「回答書」及び「記入例」の配付者については、「該当者一覧」の備考欄に表示しています)、加入者が対象被扶養者の現況について「回答書」を作成してください。「回答書」に添付する書類は特にありません。ただし、事業団が必要と認めたときは確認のための書類を提出していただきます。

「回答書」は学校法人等が回収してください。学校法人等は「回答書」の内容を確認のうえ、検認の結果と併せて「結果報告書」を作成し「回答書」とともに事業団へ提出してください。

III. 提出期限

令和5年11月8日(水)

IV. 提出上の注意

被扶養者の要件を欠くこととなる事由が判明した場合は、速やかに「被扶養者取消申請書」を提出してください。

【被扶養者の取消事由】

1. 60歳未満の場合→恒常的収入が年額130万円(月額108,334円)以上ある。
→障害を事由とする年金を受給しており、その他の恒常的収入とあわせて年額180万円(月額15万円)以上ある。
2. 60歳以上の場合→年金を受給していないが、その他の恒常的収入が年額180万円(月額15万円)以上ある。
→年金を受給しており、その他の恒常的収入とあわせて年額180万円(月額15万円)以上ある。
3. 同居を認定条件とする者が別居したとき
4. 就職して社会保険の適用がある場合や、結婚・離婚・離縁・死亡等の事由に該当したとき
5. 加入者より優先して扶養すべき人が被用者保険の適用を受けたときや、収入が加入者を上回ったとき
6. 日本国内に住所を有さなくなったとき(国内居住要件の例外に該当する場合を除きます)国内居住要件の例外に該当しながら届出を提出しなかった場合、遡って取り消しになる可能性があります。

V. その他

1. 提出された「回答書」の記入内容等に不備・不明点があった場合は返送しますので、整備のうえ速やかに再提出してください。なお、再提出がない場合には、職務権限で被扶養者を取り消します。
2. 被扶養者再審査にかかるQ&Aを私学共済事業ホームページの事務担当者コーナーに掲載していますので、併せてご参照ください。
3. 被扶養者再審査結果は、令和6年2月中旬に送付します。
4. 本状到着から提出期限までの間に所属学校変更をされた方の回答書は、前任校である貴校から提出してください。
5. 対象者が既に退職している場合も含め、検認表の提出は不要です。
6. コロナウイルス感染症への対応による収入の取り扱いについて
 - (1) ワクチン接種業務に従事する医療職にかかる取扱い
コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施期間（令和3年4月1日から令和6年3月末まで）にワクチン接種業務に従事する医療職にかかる賃金は、収入に算定しません。ただし、医療職（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び救急救命士）ではない場合や、医療職であっても、ワクチン接種会場や医療機関の受付事務等に従事する場合は収入として算定します。なお、ワクチン接種業務に従事したこと及びワクチン接種業務による収入額を証する書類（「新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事した際の収入に係る申立書」）の事業団への提出は不要です。
 - (2) 上記(1)以外の被扶養者の収入確認にかかる取扱い
コロナウイルス感染症への対応等で1年間の収入が昇給又は恒久的な勤務時間の増加を伴わない一時的な事情により増加し、被扶養者の収入限度額を超えた場合であっても、原則被扶養者の取り消しは必要ありません。
 - (3) 再審査結果報告書の「年収見込額」には、前述の(1)に該当する場合は、ワクチン接種業務による賃金を除いた金額を、(2)に該当する場合は、一時的な増加分を除いた金額を記入してください。
 - (4) (1)、(2)に該当する場合でも健康保険の適用事業所で勤務し、被保険者となるときは被扶養者とはならないため、「被扶養者取消申請書」により取り消し手続きが必要となります。

〈照会等の問い合わせ先〉

共済事業本部 業務部 資格課 資格第一係

〒113-8441 東京都文京区湯島 1-7-5

電話番号 03-3813-5321(代)